

○ 都市公園を占有する場合

占有物件		単 位	改正前	改正後
第1種電柱		1本につき1年	420円	480円
第2種電柱			650円	730円
第3種電柱			880円	990円
第1種電話柱			380円	430円
第2種電話柱			610円	680円
第3種電話柱			830円	940円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	1年	4円	4円
地下に設ける電線その他の線類			2円	3円
変圧塔及び公衆電話所		1個につき1年	760円	850円
郵便差出箱及び信書便差出箱			320円	360円
送電塔その他これに類するもの	占有面積1㎡につき1年		760円	850円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1mにつき1年			
	外径が0.07m未満のもの		16円	18円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23円	26円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34円	38円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45円	51円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68円	77円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91円	100円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160円	180円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		230円	260円
外径が1m以上のもの		450円	510円	
旗ざお	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円	9円